

学 則

ア 事業者の名称及び所在地

本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 社会福祉法人 洗心福祉会
所在地 三重県津市本町 26 番地 13 号

イ 事業の目的

介護職員初任者研修を実施することにより、介護に従事する者の資質向上を図り、地域において介護を担う人材の育成と確保を目的とする。

ウ 研修事業の名称及び実施課程及び形式

名 称 社会福祉法人 洗心福祉会 介護職員初任者研修
課 程 介護職員初任者研修課程
形 式 通学形式 (130 時間)

エ 年度事業計画 (研修日程及び募集定員)

研修日程 令和 8 年 8 月 1 日 (土) ~ 令和 8 年 9 月 27 日 (日)
募集定員 20 名

オ 受講対象者

介護職員として就労を希望する者、又は介護業務に従事している者で、介護職員初任者研修と同等以上の資格を有しない者。

カ 研修参加費用

受講料 60,500 円
テキスト代 税込 5,720 円 (受講料に含む)

キ 使用教材

介護職員初任者研修テキスト【第 1 巻】介護のしごとの基礎 第 5 版
介護職員初任者研修テキスト【第 2 巻】自立に向けた介護の実際 第 3 版
中央法規出版 (株)、2023 年 2 月

ク 研修カリキュラム

研修カリキュラム表 (第 1 - 2 号様式) を参照。

ケ 講義・演習室として使用する会場の名称、所在地

会場名称 社会福祉士洗心福祉会本町総合事務所 5 階大会議室
所 在 地 三重県津市本町 26 番地 13 号

コ 科目ごとの担当講師名一覧

第 7 - 3 号様式参照

サ 実習施設一覧（※実習を行う場合のみ）

該当なし

シ 募集手続き及び本人確認の方法

所定の受講申込書に下記の書類を添付し、当法人へ提出する。

- ① 運転免許証（両面写）・住民票（原本）・在留カード等のいずれかの本人確認書類
- ② 健康保険証（写）
- ③ 免除対象者の場合：免除対象となる研修の修了証明書（写）

申込書類受領後、受講決定した者に対して通知を行い、教材費等の請求を行う。

ス 科目の免除

以下の研修修了者は、各研修に応じ別表の時間により科目の免除を受けることができる。

- ① 生活援助従事者研修修了者
- ② 介護に関する入門的研修（基礎講座及び入門講座）修了者
- ③ 実務者研修修了者（免除時間については当法人の定めによる）

【別表：科目免除表】

科 目	本来必要な時間数	生活援助従事者研修修了者免除時間	介護に関する入門的研修修了者免除時間	実務者研修修了者免除時間	備考
1 職務の理解	6 時間	—	—	6 時間	
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	6 時間	—	9 時間	
3 介護の基本	6 時間	3 時間	6 時間	6 時間	
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間	3 時間	—	9 時間	
5 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	6 時間	—	6 時間	
6 老化の理解	6 時間	6 時間	6 時間	6 時間	
7 認知症の理解	6 時間	3 時間	6 時間	6 時間	
8 障害の理解	3 時間	3 時間	3 時間	3 時間	
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間	23 時間	—	75 時間	
10 振り返り	4 時間	—	—	4 時間	
合 計	130 時間	53 時間	21 時間	130 時間	

セ 研修修了の認定方法

研修カリキュラムを全て履修した者に対して、修了評価筆記試験を実施し、7割以上の正答をもって合格とし、修了者と認定する。

【不合格の場合】

不合格の場合は、再試験を行い、基準に到達すれば合格とする。ただし、再試験は2回まで実施する（再々試験まで）。再々試験においても不合格となった者は、本研修を未修とする。

【欠席した場合】

欠席した場合は本研修を未修とする。ただし、やむを得ない事由と認めた場合は「不合格」とみなし、上記と同様の扱いとする。

ソ 研修出席者の取扱い

通学は、規定時間の受講をもって出席とする。遅刻・早退は欠席したものとする。

タ 補講の取扱い

やむを得ない事由による欠席と認めた場合は、原則として8か月以内に補講を実施する。補講に係る費用は無料とする。補講を欠席した者に対しては、原則再度補講は実施せず、受講取消とする。

チ 受講の取消

下記の1つでも該当する受講者は、受講を取り消すこととする。

- (1) 受講要件を満たさないことが受講中に判明した者
- (2) 学習意欲が著しく欠ける者
 - ① やむを得ない事由を除き、通学を欠席・遅刻・早退した者
 - ② やむを得ない事由を除き、提出期日までに解答用紙の提出がなかった者
 - ③ 解答用紙に白紙・空白が顕著にみられ、再提出指示後も改善が認められない者
 - ④ 修了の見込みがないと認められる者
- (3) 不正行為（カンニング等）が発覚した者及び疑義が認められる者
- (4) 研修の秩序を乱したり、受講者としての本分に反した行為をした者
- (5) 講師及び事務局の指示に従わなかった者
- (6) 補講を欠席した者

ツ 修了証明書の交付

研修修了と認定した者に対して、「介護員養成研修事業者指定要綱」に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

テ 修了者の管理

受講修了者は修了者名簿（永年保存）に記載し、三重県知事に報告する。修了者名簿に記載された内容は当法人の個人情報保護規定に基づき厳正に管理する。

修了証明書の紛失等で再発行が必要な場合は、所定の手続きを行う。

ト 情報開示するホームページアドレス

<https://www.sensin.or.jp>

ナ 研修事業執行担当部署名

社会福祉法人 洗心福祉会

担当部署名 法人本部 経営企画部

所在地 三重県津市本町26番地13号

二 その他研修実施に係る留意事項

- (1) 研修日程及び場所は、やむを得ない事由により変更する場合がある。
- (2) 受講中に知り得た個人情報については、他の誰にも漏らさないこと。
- (3) 受講中は私語をつつしみ、講師及び事務局の指示に従い、まじめに学習に取り組むこと。
- (4) 教室内の備品等を破損した場合は、修繕費相当分を賠償すること。
- (5) 課題に関する内容については、研修中及び研修修了後も他の誰にも漏らさないこと。

以 上